

名古屋市公報	令和元年12月 4日 第31号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(住都・総務課) (第53号)	7
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第54号)	8
○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課) (第55号)	10
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課) (第56号)	11
○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第57号)	13
○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第58号)	15
○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則	(財政・税制課) (第59号)	18
告 示		
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第398号)	25
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第399号)	26
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第400号)	29
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第401号)	30
○ 指定特定相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第402号)	32
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第403号)	33
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第404号)	35
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第405号)	36
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第406号)	37
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第407号)	40

○ 環境影響評価準備書について	(環境・地域環境対策課)	(第408号)	42
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第409号)	46
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第410号)	47
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第411号)	48
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第412号)	49
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第413号)	53
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第414号)	55
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第415号)	56
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第416号)	58
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第417号)	59
○ 行旅死亡人の発見	(健福・保護課)	(第418号)	61
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第419号)	67
○ 告示の訂正について	(健福・介護保険課)	(第420号)	68
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第421号)	69
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第422号)	70

交 通 局 告 示

○ 年末年始特割ドニチエコきっぷの発売について	(第13号)	71
-------------------------	--------	----

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	73
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	74
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	75

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第53号）

- 1 内容

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第28号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
公用開始	新萱場荘	千種区北千種二丁目	令和2年2月1日

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第54号）

- 1 改正内容

- 市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）中別表を改正するものです。

- 2 施行期日

- 令和2年2月1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第2 1店舗の表の改正規定は同年1月1日から施行します。

- 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第55号）

- 1 改正内容

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第11条関係）

- 2 施行期日

- 公布の日から施行します。

- 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第56号）

1 改正内容

大曾根駅自転車駐車場の一部及び名古屋駅自転車駐車場の一部の廃止に伴い、名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第101号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第57号）

1 改正内容

医療保護入院の同意者について、成年被後見人に係る欠格条項の見直しを行います。（第15号様式関係）

2 施行期日

令和元年12月14日から施行します。

○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第58号）

1 改正内容

動物愛護監視員証明書の様式の規定の整備等を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第59号）

1 改正内容

(1) 地方税法（昭和25年法律第 226号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部改正に伴い、市たばこ税納税通知書等の様式を改正します。（第73号様式及び第76号様式から第77号様式（その 2）関係）

(2) その他様式を改正します。（第34号様式及び第49号様式関係）

2 施行期日

- (1) 公布の日から施行します。（第34号様式、第73号様式及び第76号様式から第77号様式（その 2）関係）
- (2) 令和元年12月23日から施行します。（第49号様式関係）

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第53号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第28号）
中別表の改正規定のうち新萱場西荘の項を改める部分の施行期日は、令和2年
2月1日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第54号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 公営住宅の表中

「

新萱場西 荘	千種区北千種二丁目	高層 耐火	8 階建	昭和61年度	21
-----------	-----------	----------	------	--------	----

を

」

「

新萱場荘	千種区北千種二丁目	高層 耐火	9 階建	平成29年度	71
新萱場西 荘	千種区北千種二丁目	高層 耐火	8 階建	昭和61年度	21

に

」

別表第2 1 店舗の表新栄荘の項中

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表中

改める。

- 1 この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 2 1 店舗の表の改正規定は同年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第55号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（昭和63年名古屋市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第3号中「第2条第1項第7号又は第8号」を「第2条第1項第4号又は第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第56号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表大曽根駅自転車駐車場の項中

「

大曽根 J R 南口	名古屋市東区東大曽根町4713番	午前 0 時から午後 12時まで
大曽根南	名古屋市東区東大曽根町4622番	午前 0 時から午後 12時まで

を

」

「

大曽根 J R 南口	名古屋市東区東大曽根町4713番	午前 0 時から午後 12時まで
------------	------------------	------------------

に改め、同表

」

名古屋駅自転車駐車場の項中

「

椿	名古屋市中村区名駅 一丁目1015番 1	午前 0 時から午後 12時まで
西柳	名古屋市中村区名駅 四丁目1201番	午前 0 時から午後 12時まで

を

」

「

椿	名古屋市中村区名駅 一丁目1015番 1	午前 0 時から午後 12時まで
---	-------------------------	---------------------

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第57号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第15号様式中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神上の障害により同意又は不同意の意思表示を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている同意書は、この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規

定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第58号

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成13年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第14条第 2号中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。
第 4号様式を次のように改める。

第 4号様式

第 号 動物愛護監視員証明書 所 属 名 古 屋 市 氏 名 生年月日 年 月 日発行 (有効期間 1 年) 名古屋市長 印	この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第24条第 1項（同法第24条の 4において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第33条第 1項並びに名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第17条第 1項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明します。 写真を貼る。
--	---

- 備考 1 裏面に、動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の関係条文を記載するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 6とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されている動物愛護監視員証明書であつて、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第59号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第34号様式の表面中

「

39	68	生	年	月	日			
		69	70	71	72	73	74	75
		明・大		年		月		日
		昭・平						

を

」

「

	生	年	月	日
		年	月	日

に、

」

「76」を「」に改め、「明・大
昭・平」

及び「平」を削る。

第49号様式中

課税標準	(使途秘匿金税額等)		円	円
	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			
	課税標準となる法人税額 ②			
	2以上の市町村に事務所等を有する法人の課税標準となる法人税額 (②/⑬×⑭) ③			
法人税割	法人税割額 ②又は③×税率 (/ 100) ④			
	市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑤			
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑥			
	外国の法人税等の額の控除額 ⑦			
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑧			
	差引法人税割額 ④－⑤－⑥－⑦－⑧ ⑨			
	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑩			
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑪			
	差引納付すべき又は減少する法人税割額 ⑨－⑩－⑪ ⑫			
	算定期間に係る均等割額 ⑬			
均等割	既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑭			
	差引均等割額 ⑬－⑭ ⑮			
	均等割軽減額 ⑯			
	差引納付すべき又は減少する均等割額 ⑮－⑯ ⑰			
	この更正又は決定により納付すべき又は減少する市民税額 ⑫＋⑰ ⑱			
分割基準 全従業者数 ⑲・名古屋市分 ⑳		⑲ 人	⑳ 人	⑲ 人 ⑳ 人

を

「

課税標準	課税標準となる法人税額	①	円	円
	2以上の市町村に事務所等を有する法人の課税標準となる法人税額 (①/⑱×⑲)	②		
法人税割	法人税割額 ①又は②×税率(/ 100)	③		
	市町村民税の特定寄附金税額控除額	④		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑤		
	外国の法人税等の額の控除額	⑥		
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑦		
	差引法人税割額 ③-④-⑤-⑥-⑦	⑧		
	既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑨		
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑩		
	差引納付すべき又は減少する法人税割額 ⑧-⑨-⑩	⑪		
	算定期間に係る均等割額	⑫		
	均等割	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑬	
差引均等割額 ⑫-⑬		⑭		
均等割軽減額		⑮		
差引納付すべき又は減少する均等割額 ⑭-⑮		⑯		
この更正又は決定により納付すべき又は減少する市民税額 ⑪+⑯		⑰		
分割基準	全従業員数 ⑱・名古屋市分 ⑲	⑱ 人 ⑲ 人	⑱ 人 ⑲ 人	

」

に改める。

「

課税標準 数量	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	①	本
	旧3級品の紙巻たばこ	②	本
税率	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	③	1000分の
	旧3級品の紙巻たばこ	④	1000分の
税額	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ (①×③) ⑤		円
	旧3級品の紙巻たばこ (②×④) ⑥		円
	合計 (⑤+⑥)		円

」

を

「

課税標準数量 ①	本
税 率 ②	1000 分の
税 額 (①×②)	円

に改め、同様式備考第 1 項

」

を次のように改める。

- 裏面には、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかった場合においてとられるべき措置、行政不服審査法第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項の規定に基づく教示文言等を記載する。

第 76 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

(局 番)

を

」

「

(電話番号)

に、

」

区 分	更正の請求前 ㉗		更正の請求後 ㉘	
	旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
課税標準数量	本	本	本	本
税 額	① 円	② 円	① 円	② 円
税額合計 (①+②) ③	円		円	
課税免除を受けようとする本数	本	本	本	本
課税免除を受けようとする税額	④ 円	⑤ 円	④ 円	⑤ 円
課税免除を受けようとする税額合計 (④+⑤) ⑥	円		円	
返還控除を受けようとする本数	本	本	本	本
返還控除を受けようとする金額	⑦ 円	⑧ 円	⑦ 円	⑧ 円
返還控除を受けようとする金額合計 (⑦+⑧) ⑨	円		円	
差引 (③-⑥-⑨) ⑩	円		円	
既に納付の確定した税額 ⑪	円		円	
納付すべき税額 (⑩-⑪) ⑫	円		円	
還付請求税額 (⑫の㉗-⑫の㉘)			円	

を

区 分	更正の請求前 ㉗	更正の請求後 ㉘
課税標準数量①	本	本
税 額 (① × $\frac{\text{税率}}{1000}$) ②	円	円
課税免除を受けようとする本数	本	本
課税免除を受けようとする税額③	円	円
返還控除を受けようとする本数	本	本
返還控除を受けようとする金額④	円	円
差引 (②-③-④) ⑤	円	円
既に納付の確定した税額 ⑥	円	円
納付すべき税額 (⑤-⑥) ⑦	円	円
還付請求税額 (⑦の㉗-⑦の㉘)		円

に改める。

第77号様式（その1）中

「

区 分	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
課税標準数量	本	本
税 額	① 円	② 円
税額合計（①+②） ③	円	
課税免除を受けようとする本数	本	本
課税免除を受けようとする税額	④ 円	⑤ 円
課税免除を受けようとする税額合計（④+⑤） ⑥	円	
返還控除を受けようとする本数	本	本
返還控除を受けようとする金額	⑦ 円	⑧ 円
返還控除を受けようとする金額合計（⑦+⑧） ⑨	円	
差引（③-⑥-⑨） ⑩	円	
既に納付の確定した税額 ⑪	円	
納付すべき税額（⑩-⑪）	円	

」

を

「

課税標準数量 ①	本
税 額（①× $\frac{\text{ }}{1000}$ ） ②	円
課税免除を受けようとする本数	本
課税免除を受けようとする税額 ③	円
返還控除を受けようとする本数	本
返還控除を受けようとする金額 ④	円
差引（②-③-④） ⑤	円
既に納付の確定した税額 ⑥	円
納付すべき税額（⑤-⑥）	円

」

に改める。

第77号様式（その2）中

区 分	旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
課 税 標 準 数 量	本	本	本	本	本	本
税 額	①	円②	円①	円②	円①	円②
税額合計（①＋②）③		円		円		円
課税免除を受けようとする本数	本	本	本	本	本	本
課税免除を受けようとする税額	④	円⑤	円④	円⑤	円④	円⑤
課税免除を受けようとする税額合計（③＋⑤）⑥		円		円		円
返還控除を受けようとする本数	本	本	本	本	本	本
返還控除を受けようとする金額	⑦	円⑧	円⑦	円⑧	円⑦	円⑧
返還控除を受けようとする金額合計（⑥＋⑧）⑨		円		円		円
差 引（⑨－⑥－⑧）⑩		円		円		円
既に納付の確定した税額 ⑪		円		円		円
納付すべき税額（⑩－⑪）		円		円		円

を

課 税 標 準 数 量 ①	本	本	本
税 額（①× $\frac{1}{1000}$ ）②	円	円	円
課税免除を受けようとする本数	本	本	本
課税免除を受けようとする税額 ③	円	円	円
返還控除を受けようとする本数	本	本	本
返還控除を受けようとする金額 ④	円	円	円
差 引（②－③－④）⑤	円	円	円
既に納付の確定した税額 ⑥	円	円	円
納付すべき税額（⑤－⑥）	円	円	円

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第49号様式の改正規定は、令和元年12月23日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市市税条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申告書及び請求書は、この規則による改正後の名古屋市市税条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 398号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、平成31年名古屋市告示第 186号により指定した措置管理区域の全部を解除します。

令和元年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市守山区森宮町11番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ベンゼン（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 399号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
有限会社アイアイ サービス 名古屋市中村区横 前町 100番地	あいあいでいさー びすなかむら 名古屋市中村区横 前町 100番地	生活介護 自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2310100082	令和元年 11月 1日
WHP株式会社 名古屋市中村区本 陣通 5丁目87番地 の 1	ひなたケアステー ション 名古屋市中村区本 陣通 5丁目87番地 の 1	居宅介護 重度訪問介護	2310101403	令和元年 11月 1日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンタ ー南陽 名古屋市港区七反 野二丁目1944番地	居宅介護 重度訪問介護	2311200915	令和元年 11月 1日

株式会社幸輪 名古屋市港区品川 町 1丁目 3番地の 2	ワークスコーワ 名古屋市港区津金 一丁目 1番36号	就労継続支援 B型	2311200923	令和元年 11月 1日
株式会社花大和 名古屋市中川区東 起町 4丁目 146番 地の 1	アイビス上前津 名古屋市中区上前 津一丁目 7番 2号	就労継続支援 B型	2316101068	令和元年 11月 1日
一般社団法人全国 高齢者食育協会 名古屋市東区白壁 二丁目 8番15号	就労継続支援 B型 事業所むすび新栄 名古屋市中区新栄 二丁目 2番22号	就労継続支援 B型	2316101076	令和元年 11月 1日
株式会社ライフ 名古屋市天白区原 一丁目2402番地	コミュニティライ フ植田 名古屋市天白区元 植田二丁目1610番 地	短期入所	2316401260	令和元年 11月 1日
		共同生活援助	2326400179	令和元年 11月 1日
特定非営利活動法 人ワンプレサポー ト 名古屋市守山区苗 代一丁目 9番13号	キャンパスたかお か 名古屋市東区東桜 二丁目 9番34号	就労移行支援	2317200612	令和元年 11月 1日
株式会社イープ 名古屋市北区清水 一丁目 7番 9号	イープ B型事業所 名古屋市北区清水 一丁目 7番 9号	就労継続支援 B型	2317300750	令和元年 11月 1日
特定非営利活動法 人トレジャーシッ プ 名古屋市守山区大 字下志段味字北畑	S u n S u n 9℃ 名古屋市守山区大 字下志段味字池田 758番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601744	令和元年 11月 1日
	アンビシヤス 758	生活介護	2317601744	令和元年

96番地の 2	名古屋市守山区大 字下志段味字池田 758番地			11月 1日
特定非営利活動法 人森のどんぐり 名古屋市守山区川 宮町 142番地	生活介護森のどん ぐり 名古屋市守山区川 宮町 142番地	生活介護	2317601751	令和元年 11月 1日
株式会社黒たまご ジャパン 東京都港区麻布十 番二丁目18番 4号	みらいのたね名古 屋 名古屋市中川区戸 田三丁目1407番地	共同生活援助	2321300291	令和元年 11月 1日
株式会社ウィング 名古屋市西区牛島 町 2番10号	B L U E S K Y 名古屋市北区川中 町 6番36号	共同生活援助	2327300238	令和元年 11月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 400号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人西尾 張福祉の会 愛知県津島市天王 通り六丁目39番地	くじら計画団栄生 吉	一般相談支援 特定相談支援	2330200219	令和元年 11月 1日
	名古屋市西区栄生 二丁目23番13号	障害児相談支 援	2370200194	
一般社団法人みら い 名古屋市中川区開 平町 1丁目35番地	相談支援事業所み らい 名古屋市中区丸の 内三丁目15番13号	特定相談支援	2336100090	令和元年 11月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 401号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社チアーズ 名古屋市東区東桜 二丁目12番25号	そらいろヘルパー ステーション 名古屋市東区東桜 二丁目12番25番	居宅介護 重度訪問介護	2317200455	令和元年 10月 6日
一般社団法人草の 根ささえあいプロ ジェクト 名古屋市中村区本 陣通 5丁目 6番地 の 1	居宅介護事業所で こぼこ 名古屋市千種区内 山三丁目25番 6号	重度訪問介護	2310100827	令和元年 10月12日
名古屋市 名古屋市中区三の 丸三丁目 1番 1号	名古屋市総合リハ ビリテーションセ ンター 名古屋市瑞穂区彌 富町字密柑山 1番	自立訓練（生 活訓練）	2311400010	令和元年 10月31日

	地の 2			
株式会社ジョイフルハーツ 名古屋市守山区四軒家一丁目 331番地	じょいふる訪問介護ステーション 名古屋市守山区四軒家一丁目 331番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601330	令和元年 10月31日
特定非営利活動法人む〜ぶ・かみさと 名古屋市名東区社台二丁目34番地の2	かみさと工房 名古屋市名東区社台二丁目34番地の2	就労継続支援 B型	2318000664	令和元年 10月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 402号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社愛林会 名古屋市南区豊二 丁目13番27号	相談支援事業所き らめき 名古屋市南区豊二 丁目13番27号	特定相談支援	2338100189	令和元年 10月 5日
		障害児相談支 援	2378100180	
	相談支援事業所び いーとる 名古屋市緑区浦里 四丁目 140番地	特定相談支援	2338500081	令和元年 10月 5日
		障害児相談支 援	2378500082	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 403 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和元年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

みどりヶ丘西地域建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区ほら貝一丁目78番 2 外

3 縦覧期間

令和元年11月25日から同年12月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

みどりヶ丘西地域建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和元年12月23日（月） 午後 2 時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所第18会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 404 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和元年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
学校法人東海学園	名古屋市東区筒井一丁 目 2 番35号	平成31年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 405号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和元年 8月13日 31指令住開指第 105号	名古屋市守山区小幡太 田1002番	名古屋市守山区大谷町 1 番37号 株式会社加古井建設 代表取締役 加古井哲彬
平成26年 4月30日 26指令住開指第16号	（第 5工区） 名古屋市天白区久方二 丁目12番 2外 4筆及び 12番 1の一部並びに久 方三丁目 150番外 1筆	名古屋市天白区久方二丁 目12番地 1 学校法人トヨタ学園 理事長 増田義彦
平成31年 2月 5日 30指令住開指第 224号	名古屋市守山区翠松園 三丁目 906番の一部	愛知県尾張旭市向町一丁 目 3番地 2 廣瀬貴之

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 406号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ピー アンドピーコ ーポレーショ ン	P ルームステ ーション	名古屋市西区宝 地町 103番地の 1	令和元年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社リハ ピネス	福祉用具たい じゅ	名古屋市名東区 山の手一丁目 801番地	令和元年 11月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社和夢	訪問看護ステ ーション ふ らすワン	名古屋市天白区 元八事二丁目 107番地	令和元年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター上小田井	名古屋市西区南川町 199番地の2	令和元年 11月 1日	訪問介護
WHP株式会社	ひなたケアステーション	名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1	令和元年 11月 1日	訪問介護
一般社団法人まごころ	訪問介護センター 響	名古屋市昭和区山手通 5丁目18番地の 4	令和元年 11月 1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターいりなか	名古屋市昭和区滝川町32番地の1	令和元年 11月 1日	訪問介護
KTCスマイルケア株式会社	デイサービスはなのき 熱田	名古屋市熱田区南一番町 7番 1号	令和元年 11月 1日	通所介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター南陽	名古屋市港区七反野二丁目1944番地	令和元年 11月 1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター上小田井	名古屋市西区南川町 199番地の2	令和元年 11月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社エス・ジー・ティ	真和健康デイサービス	名古屋市中村区松原町 4丁目28	令和元年 11月 1日	地域密着型通所介護

		番地の 3		
株式会社名鉄 ライフサポー ト	名鉄レコード ブック上社	名古屋市名東区 上菅二丁目 101 番地	令和元年 11月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社夢眠 ホーム	ケアプランセ ンター 夢眠 ちくさ	名古屋市千種区 今池南 9番13号	令和元年 11月 1日	居宅介護支援
有限会社わか ば	居宅介護支援 事業所わかば	名古屋市西区枇 杷島四丁目10番 5号	令和元年 11月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 407号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社大丸 屋家具店	ほっとほっと ダイマル	名古屋市千種区 内山一丁目 9番 9号	令和元年 9月 3日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社アド プリント	サンライズ訪 問看護リハビ リステーション 守山	名古屋市守山区 小幡中一丁目28 番 2号	令和元年 9月 9日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社清和	デイサービス 広路	名古屋市昭和区 川名本町 5丁目 43番地の 1	令和元年 9月 6日	通所介護

株式会社フォーシーズン	四季の風訪問 介護事業所	名古屋市緑区大 高町字一番割21 番地	令和元年 9月26日	訪問介護
特定非営利活動法人かくれんぼ	介護サービス かくれんぼ	名古屋市北区金 城町 4丁目47番 地	令和元年 9月27日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社丸八 介護サービス	ケアプランセ んなり	名古屋市中村区 千成通 2丁目47 番地の 1	令和元年 9月13日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第408号

環境影響評価準備書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第15条第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出がありましたので、同条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この準備書及びその内容を要約した書類（以下「準備書要約書」という。）の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年11月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 準備書の提出年月日

令和元年11月19日（火）

5 準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地

港区役所南陽支所 (以下「南陽支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地 2 号

名古屋市野鳥観察館 (以下「野鳥観察館」という。)

(稲永公園内)

(2) 縦覧期間

令和元年11月27日 (水) から同年12月26日 (木) まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を、野鳥観察館にあつては月曜日及び12月18日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 野鳥観察館

午前 9 時00分から午後 4 時30分まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和 2 年 1 月10日 (金)

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

- ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見の提出の対象である準備書の名称
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

- ア 郵送
- イ 持参
- ウ 電子メール

7 関係地域の範囲（詳細は別図のとおり）

区	町名	摘要
港区	稲永五丁目	全部
	神宮寺一丁目	全部
	神宮寺二丁目	全部
	多加良浦町	一部
	当知町	一部
	南陽町	一部
	野跡一丁目	全部
	野跡二丁目	全部
	野跡三丁目	全部
	野跡四丁目	全部
	野跡五丁目	全部
	藤高一丁目	全部
	藤高二丁目	全部
	藤高三丁目	全部

区	町名	摘要
港区	藤高四丁目	全部
	藤高五丁目	全部
	藤前一丁目	全部
	藤前二丁目	全部
	藤前三丁目	全部
	藤前四丁目	全部
	藤前五丁目	全部
	宝神一丁目	全部
	宝神二丁目	全部
	宝神三丁目	全部
	宝神四丁目	全部
	宝神五丁目	全部
	宝神町	一部

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 409号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
アリーナ薬局四軒家店	名古屋市守山区白山四丁目1001番地 の 2	令和元年 8月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ミドリ薬局一社店	名古屋市名東区一社二丁目 5番地	令和元年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 410号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
社会福祉法人緑生福祉会 名古屋市緑区大高町字上蝮池 14番地	特別養護老人ホーム緑生苑 名古屋市緑区大高町字上蝮池 14番地	令和元年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 411号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ハルス 名古屋市守山区茶臼前 5番10号	グループホームはるすのお家 みなみ 名古屋市南区明円町 210番地の 1	令和元年 8月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 412号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ケア21
介護事業者の所在地		大阪市北区堂島 2― 2― 2
介護事業所の名称		ケア21上飯田
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目40番地
	新	名古屋市北区上飯田北町 1丁目12番地
変更年月日		令和元年 7月16日

介護事業者の名称		特定非営利活動法人ホームケアこみち
介護事業者の所在地		名古屋市守山区新城24番16号
介護事業所の名称		ホームケアこみち
介護事業所の所在	旧	名古屋市守山区守山三丁目10番17号

地	新	名古屋市守山区新城24番16号
変 更 年 月 日	令和元年 5月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社 I X A S	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区沖田町 140番地	
介護事業所の名称	訪問看護ステーションりぽっけ	
介護事業所の所在	旧	名古屋市千種区今池四丁目 1番11号
地	新	名古屋市千種区内山二丁目 6番14号
変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	ナースコール株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区池下一丁目11番21号	
介護事業所の名称	旧	ナースコール緩和ケアセンター
	新	ナースコール徳川
介護事業所の所在	旧	名古屋市東区徳川一丁目 511番
	新	名古屋市東区山口町 2番18号
変 更 年 月 日	令和元年 9月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	可知デンタルクリニック	
介護事業所の所在	旧	名古屋市東区代官町 1番 5号
地	新	名古屋市東区東桜二丁目17番36号
変 更 年 月 日	令和元年 5月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	川上内科整形外科	
介護事業所の所在	旧	名古屋市西区南川町30番地
地	新	名古屋市西区南川町 112番地の 1
変 更 年 月 日	令和元年 8月19日	

介護事業者の名称		株式会社倫
介護事業者の所在地		名古屋市天白区中平三丁目 405番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーションパラソル
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区表山二丁目2204番地
	新	名古屋市天白区中平三丁目 405番地
変更年月日		令和元年 6月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		可知デンタルクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区代官町 1番 5号
	新	名古屋市東区東桜二丁目17番36号
変更年月日		令和元年 5月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		可知デンタルクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区代官町 1番 5号
	新	名古屋市東区東桜二丁目17番36号
変更年月日		令和元年 5月 1日

介護事業所の名称		川上内科整形外科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区南川町30番地
	新	名古屋市西区南川町 112番地の 1
変更年月日		令和元年 8月19日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社ケア21
介護事業者の所在地		大阪市北区堂島 2― 2― 2
介護事業所の名称		ケア21上飯田

介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目40番地
	新	名古屋市北区上飯田北町 1丁目12番地
変 更 年 月 日		令和元年 7月16日

6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		株式会社エチュード
介護事業者の所在地		名古屋市天白区大根町68番地の 3
介護事業所の名称		だんらの家鳴海
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1503
	新	名古屋市緑区諸の木三丁目2311番地
変 更 年 月 日		平成30年11月10日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社ケア21
介護事業者の所在地		大阪市北区堂島 2― 2― 2
介護事業所の名称		ケア21上飯田
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目40番地
	新	名古屋市北区上飯田北町 1丁目12番地
変 更 年 月 日		令和元年 7月16日

介護事業者の名称		特定非営利活動法人ホームケアこみち
介護事業者の所在地		名古屋市守山区新城24番16号
介護事業所の名称		ホームケアこみち
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区守山三丁目10番17号
	新	名古屋市守山区新城24番16号
変 更 年 月 日		令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 413号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
オハナ薬局	名古屋市熱田区比々野町70番地の 6	令和元年 10月 9日
こうほく調剤薬局	名古屋市港区港北町 2丁目38番地の 1	令和元年 10月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
小出歯科医院	名古屋市天白区島田四丁目2206番地	平成31年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 414号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
株式会社楽園ハウス 名古屋市千種区春岡二丁目25 番11号	らくえん春岡館 名古屋市千種区春岡二丁目25 番11号	令和元年 9月20日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 415号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称		長谷川亨・歯科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄四丁目16番24号
	新	名古屋市中区栄四丁目17番23号
変更年月日		令和元年 5月 1日

介護事業者の名称		金沢QOL支援センター株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市緑区熊の前一丁目 120番地
介護事業所の名称		訪問看護・リハビリステーション「リハス」名古屋緑
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区平手北二丁目1701番地
	新	名古屋市緑区熊の前一丁目 120番地

変 更 年 月 日	令和元年 5月 1日
-----------	------------

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		長谷川亨・歯科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄四丁目16番24号
	新	名古屋市中区栄四丁目17番23号
変 更 年 月 日		令和元年 5月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		長谷川亨・歯科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄四丁目16番24号
	新	名古屋市中区栄四丁目17番23号
変 更 年 月 日		令和元年 5月 1日

4 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社アンビス
介護事業者の所在地		東京都中央区八重洲 1丁目 9— 8
介護事業所の名称		訪問介護ステーションアンビス本陣
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区藤江町 2丁目60番地
	新	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日		平成28年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 416号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
かりん薬局中村日赤前調 剤センター	名古屋市中村区元中村町 3丁目 8番 地	令和元年 9月13日
ゆうゆう薬局植田店	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	令和元年 10月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 417号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	アサヒサンクリーン在宅介護 センター千種・指定居宅介護 支援事業所 名古屋市千種区覚王山通 8丁 目35番地	令和元年 11月30日

2 特定施設入居者生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日

株式会社ケアネット・ジャパン 名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	ケアネットホーム高畑 名古屋市中川区中島新町二丁 目1108番地	令和元年 10月 1日
---	--	----------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 418号

行旅死亡人の発見

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 9条の規定により、次のように告示します。

心当たりのある方は、健康福祉局生活福祉部保護課まで連絡してください。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 死体

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定60歳から80歳の男性 |
| (4) 死 亡 日 時 | 平成29年 9月上旬頃（推定） |
| (5) 発 見 日 時 | 平成29年 9月24日午後 0時23分 |
| (6) 発 見 場 所 | 名古屋市北区志賀町 4丁目60番地の11 |
| (7) 死 亡 原 因 | 不詳 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 162センチメートル |
| (9) 着 衣 | 色不明半袖Tシャツ、紺色トランクス、腹巻 |

2 死体

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定70歳位の男性 |
| (4) 死 亡 日 時 | 平成30年 2月初旬頃（推定） |
| (5) 発 見 日 時 | 平成30年 4月 1日午前 9時30分頃 |
| (6) 発 見 場 所 | 名古屋市東区東桜二丁目15番13号 |

(7) 死 亡 原 因	病死（不詳の内因死）
(8) 人相特徴等	身長 162センチメートル位
(9) 着 衣	白色Tシャツ、青色トランクスパンツ
(10)所持金品	2,852円、財布 4個、通帳 1通、キャッシュカード 1枚、印鑑 1本、印鑑登録手帳 1冊、商品券 1枚、 切手 6枚

3 死体

(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏 名	不詳
(3) 年齢、性別	推定50歳から80歳位の女性
(4) 死 亡 日 時	平成30年 3月28日 早朝（推定）
(5) 発 見 日 時	平成30年 3月29日午後 9時16分頃
(6) 発 見 場 所	名古屋市北区中味鉢二丁目 121番地
(7) 死 亡 原 因	病死（何らかの病変による溺死）
(8) 人相特徴等	身長 152センチメートル位、中肉、左鎖骨付近に13セ ンチメートル位の手術痕あり
(9) 着 衣	なし
(10)所持金品	現金 2,105円

4 死体

(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏 名	不詳
(3) 年齢、性別	推定60歳以上の男性
(4) 死 亡 日 時	平成29年 4月24日頃から平成30年 1月24日頃までの間 （推定）
(5) 発 見 日 時	平成30年 4月23日午後 5時00分頃
(6) 発 見 場 所	名古屋市中区大須一丁目 6番 7号
(7) 死 亡 原 因	不詳

(8) 人相特徴等 身長 162センチメートル位

(9) 所持金品 現金 594円、時計 2個

5 死体

(1) 本籍、住所 不詳

(2) 氏 名 不詳

(3) 年齢、性別 推定40ないし70歳程度の女性

(4) 死亡日時 平成30年 5月18日発見、死後約 3か月から 1年程度経過（推定）

(5) 発見日時 平成30年 5月18日午前 8時20分頃

(6) 発見場所 名古屋市港区当知町字草野地内庄内新川橋下庄内川左岸から約73メートル西方の河川敷上

(7) 死亡原因 不詳

(8) 人相特徴等 身長約 155センチメートル程度、中肉、血液型O型

(9) 着 衣 黒色フード付ジャンパー、黒色長袖セーター、紺色と白色ボーダー柄長袖タートルネックセーター、黒色長袖タートルネックTシャツ、黒色長袖肌着、黒色ズボン、黒色タイツ、灰色女性用ショーツ、灰色靴下

(10) 所持金品 腕時計 1個（銀色で白色文字盤 3針C l o c k y 裏蓋にK Y 006Mと刻印銀色金属性ベルト）、数珠 1個（透明水晶様玉のもの）

6 死体

(1) 本籍、住所 不詳

(2) 氏 名 不詳

(3) 年齢、性別 自称64歳の男性

(4) 死亡日時 平成30年 2月12日午後 0時22分

(5) 発見日時 平成30年 2月12日午前 6時30分頃

(6) 発見場所 名古屋市中村区白子町 1丁目19番地

(7) 死亡原因 熱傷性ショック

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (8) 人相特徴等 | 身長 160センチメートル、痩せ身 |
| (9) 着 衣 | 青色ジャージ上衣、灰色シャツ、黒色パンツ（いずれも燃え残ったもの） |

7 死体

- | | |
|-------------|--|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定50歳以上の男性 |
| (4) 死 亡 日 時 | 平成29年 5月31日から同年 6月 3日頃までの間（推定） |
| (5) 発 見 日 時 | 平成29年 6月 7日午前 8時24分 |
| (6) 発 見 場 所 | 名古屋市熱田区伝馬二丁目32番3210号駐車場から東方約 132メートル先の新堀川内 |
| (7) 死 亡 原 因 | 溺死 |
| (8) 人相特徴等 | 丸顔、身長 172センチメートル位、中肉、頭髪白髪混じり |
| (9) 着 衣 | 白色長袖カッターシャツ、紺色ジーパン |
| (10)所持金品 | 現金 2,947円、ライター 2個 |

8 死体

- | | |
|-------------|--|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定70歳の男性 |
| (4) 死 亡 日 時 | 平成30年 7月25日午前 1時12分 |
| (5) 発 見 日 時 | 平成30年 7月24日午後11時50分頃 |
| (6) 発 見 場 所 | 愛知県海部郡大治町大字西條字苅屋橋54番地 |
| (7) 死 亡 原 因 | 不詳の内因死 |
| (8) 人相特徴等 | 丸顔、身長 169センチメートル位、中肉、頭髪は白髪が多く、口ひげを生やす、手術痕は無し |
| (9) 着 衣 | 黒色半袖シャツ、黒色ボクサーブリーフ、水色サンダル |

9 死体

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定70歳位の女性 |
| (4) 死 亡 日 時 | 平成30年 8月上旬（推定） |
| (5) 発 見 日 時 | 平成30年 8月15日午後 5時 6分 |
| (6) 発 見 場 所 | 名古屋市千種区池下一丁目 1番 1号 |
| (7) 死 亡 原 因 | 不詳の内因死 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 152センチメートル、小肥 |
| (9) 着 衣 | 青と白色のボーダータンクトップ |

10 死体

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定50歳以上の男性 |
| (4) 死 亡 日 時 | 平成30年 9月中旬頃（推定） |
| (5) 発 見 日 時 | 平成30年 9月16日午前 9時40分頃 |
| (6) 発 見 場 所 | 名古屋市中川区富田町大字江松字訳裏地内市営江松荘
東側新川内 |
| (7) 死 亡 原 因 | 溺死 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 152センチメートル位 |
| (9) 着 衣 | 黒色ボクサーパンツ |

11 死体

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定50歳から70歳位の男性 |
| (4) 死 亡 日 時 | 平成30年 9月 1日午前10時頃（推定） |
| (5) 発 見 日 時 | 平成30年 9月 1日午後 7時50分頃 |

(6) 発見場所	名古屋市中区錦一丁目15番 5号
(7) 死亡原因	非定型的縊死
(8) 人相特徴等	身長 150センチメートル位、痩せ型、面長
(9) 着衣	青色チェック柄長袖パジャマ、白色半袖シャツ、青色 チェック柄長ズボンパジャマ、紺色トランクス
(10)所持金品	現金16,626,500円、財布 2個、カード入れ 4個、キー ケース 1個、パスケース 1個、マナカカード 1枚、診 察券 1枚、社員証 1枚、ワオンカード 1枚

12 死体

(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏名	不詳
(3) 年齢、性別	推定80歳位の女性
(4) 死亡日時	平成30年10月下旬頃（推定）
(5) 発見日時	平成30年12月 3日午後 3時13分
(6) 発見場所	名古屋市千種区萱場二丁目 2番 1号
(7) 死亡原因	不詳の内因性疾患
(8) 人相特徴等	身長 134センチメートル、中肉

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 419号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 368号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市緑区大高町字赤塚51番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 420号

告示の訂正について

令和元年名古屋市告示第 340号（指定居宅サービス事業者等の指定）の一部
を次のように訂正します。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

表中、「廃止年月日」を「指定年月日」に訂正します。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 421号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社フォーシーズン	介護付有料老人ホーム おおだかの憩	名古屋市緑区大高町字一番割21番地	令和元年 11月 1日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 422号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和元年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 東山公園展望塔

令和元年12月21日（土）から同月25日（水）までの供用時間について、
「午前 9時から午後 9時まで」を「午前 9時から午後 9時30分まで」に変更
します。

2 展望塔前駐車場（東山公園）（有料公園施設として使用する場合を除く。）

令和元年12月21日（土）から同月25日（水）までの供用時間について、
「午後 5時から午後 9時30分まで」を「午後 5時から午後10時30分まで」に
変更します。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市交通局告示第13号

年末年始特割ドニチエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、年末年始特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

令和元年11月29日

名古屋市交通局長 河野和彦

1 料金

2,100円

2 有効期間

令和元年12月14日から令和2年1月19日まで

3 特割ドニチエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発売します。

4 発売数量

10,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発売とします。）

5 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

特割ドニチエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車

の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

令和元年12月11日から令和2年1月19日まで

8 料金の還付

(1) 特割ドニエコきっぷの料金の還付は、セットで発売した4種類の図柄の乗車券全てが未使用の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から令和2年1月19日までとします。

(2) 特割ドニエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、4枚1セットにつき100円とします。

9 不正使用

特割ドニエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニエコきっぷの例によります。

10 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和元年11月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1027号	アサイ住宅機器	浅井 富義	名古屋市熱田区一番三丁目 9番 3号	令和元年10月16日
第1469号	W Y S	柳本 泰宏	名古屋市緑区相原郷二丁目1103番地の 1	令和元年10月16日
第1470号	(株)S E Z B Y	藤井 洋平	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番地の 256	令和元年10月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和元年11月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1027号	(有)アサイ 住宅機器	浅井 富義	名古屋市熱田区一番 二丁目 1番40号	令和元年10月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年11月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1470号	株 S E Z B Y	藤井 洋平	名古屋市守山区大字 下志段味字穴ヶ洞 2271番地の 256	令和元年10月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年11月29日懲戒処分に付した。

令和元年11月29日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	停職 6月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号